

○平成四年郵政省告示第六十九号（義務船舶局等の遭難通信の通信方法に関する事項を定める件）の一部を改正する告示案の新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一〇七（略）</p> <p>八 船舶が遭難した場合に搜索救助用位置指示送信装置を作動状態にする方法</p> <p>九〇十三（略）</p> <p>十四 船舶局は、搜索救助用位置指示送信装置の通報を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知しなければならない旨の注意事項</p> <p>附 則</p> <p>この告示は、平成二十二年一月一日から施行する。</p>	<p>電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十八条の三の規定に基づき、義務船舶局等の遭難通信の通信方法に関する事項を次のように定める。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八〇十二（略）</p>